破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９７号
岩手県一関市大東町猿沢字金取西沢46番地１
債務者　吉田　光弘
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第９８号
岩手県大船渡市猪川町字前田12番地９　サクセス千葉103号
債務者　佐藤　　豊
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１０１号
岩手県陸前高田市高田町字飯森場３番地１
債務者　小松満喜子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１０４号
岩手県一関市萩荘字川崎109番地　204、前住所岩手県一関市三関字仲田155番地１
債務者　鈴木　文芳
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４８号
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1327番地の１
債務者　坪井　啓司
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５３号
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4483番地の５
債務者　川邊　憲子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５４号
和歌山県田辺市天神崎５番36号　大西アパート２Ｆ－２号
債務者　山際　義則
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５５号
和歌山県田辺市天神崎５番36号　大西アパート２Ｆ－２号
債務者　山際　弘子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２０９号
北海道旭川市８条通22丁目15番地の18　コーポエムＢ113号室、申立時の住所北海道旭川市豊岡５条１丁目５番９号
破産者　山田　光男
１　主文　当裁判所が平成22年５月26日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道旭川市豊岡５条１丁目５番９号」とあるのを「北海道旭川市８条通22丁目15番地の18　コーポエムＢ113号室、申立時の住所北海道旭川市豊岡５条１丁目５番９号」と更正する。
２　決定年月日　平成22年８月２日
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第４８７号
千葉市美浜区幸町２丁目10番16棟404号
破産者　大川　清志
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１９号
千葉市稲毛区宮野木町1730番地16、開始決定時の住所千葉市稲毛区宮野木町1809番地40
破産者　綿引　敏典
１　決定年月日　平成22年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第４２号
大阪府岸和田市池尻町115番地の３
破産者　日田重建株式会社
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
東京都東大和市清原２丁目１番地７―303号
破産者　小松　輝男
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８６号
東京都八王子市大楽寺町391番地
破産者　有限会社諸角織物整理工場
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８０号
東京都八王子市追分町17番16―405号
破産者　高橋　宏和
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４０号
長崎県諫早市小長井町牧216番地
破産者　有限会社東川商工
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
鹿児島県鹿屋市北田町９－３、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県鹿屋市北田町４番１号２Ｆ
破産者　グローカルチャイナ有限会社
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係